

山梨県立あさひワークホーム  
平成 27 年度 苦情解決の状況

1 苦情申出状況

総件数 1 件

申出人

個人 1

匿名 0

本人 1

家族 0

その他 0

第三者委員への報告

必要 0

不必要 1

話し合いの席へ第三者委員の立ち会い

希望する 0

希望しない 1

2 苦情の内容

施設・職員に関するもの 1 件

利用者に関するもの 0 件

3 苦情受付・解決状況（解決済み）

申出人 男性通所利用者

状況 作業における工賃が最低賃金を保障していない。

要望 第三者委員に納得のいく説明を求める。

対応・解決内容 当事業所は最賃法が適用されない就労継続支援B型であり、基本的人権の一つである働くことを保障している事業であることを説明した。法の下でやっていることであり、第三者委員からの説明等を求める内容ではなく、施設としても苦情として受け付けられない旨説明したところ、納得いただいた。